

令和4年3月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和4年3月29日 開会

令和4年3月29日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和4年3月29日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番	高橋 さつき	2 番	船間 涼子
3 番	永戸 孝之	4 番	草川 卓也
5 番	藪田 啓介	6 番	福沢 美由紀
7 番	森 喜代造	8 番	中島 雅代
9 番	水谷 進	10 番	市川 哲夫
11 番	森 美和子	12 番	藤浪 清司

1 欠席議員

なし

1 出席者の職氏名

広域連合長	末松 則子
副広域連合長	櫻井 義之
事務局長	佐藤 弘樹
総務課長	宮村 信廣
介護保険課長	中条 裕
総務課主幹	鈴木 英生
総務課主幹兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	川村 敏正
介護保険課副参事兼管理グループリーダー	善福 博美
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	中川 陽亮
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡田 千麻子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	岩田 泰司

1 議会書記

総務課主幹	太田 由起子
総務課副主幹	石田 侑子

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 令和 3 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算
(第 2 号)

議案第 2 号 令和 3 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計
補正予算 (第 2 号)

議案第 3 号 令和 4 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第 4 号 令和 4 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計
予算

日程第 5 一般質問

午前10時00分 開 会

○議長（藤浪清司 議員）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日送付いたしましたとおりでございますので、御了承を願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、藪田啓介議員、中島雅代議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤浪清司 議員）

御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、例月出納検査の結果をお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、日程第4、議案第1号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）」から議案第4号「令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算」までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様、おはようございます。

本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会の開会に当たり、令和4年度の市政及び予算編成方針について申し述べます。

2年を超える新型コロナウイルスとの戦いは今なお続いており、今年に入ってから感染力の強いオミクロン株により、かつてない規模の感染の波が鈴鹿、亀山両市に押し寄せるなど収束が見えない状況が続いております。

本広域連合の圏域内におきましても、介護施設などでクラスターが発生をしておりますが、そのような状況の中で医療、保健、福祉の現場において従事されている方々をはじめ、日々の生活を支えていただいているエッセンシャルワーカーの方々には、心から御礼を申し上げます。

本広域連合といたしましても、関係団体と連携を図りながらこのコロナ禍を乗り越え、圏域住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域包括ケアシステムの実現に寄与する様々な事業に精いっぱい取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、令和4年度の予算編成でございますが、関係市である鈴鹿市、亀山市におきまして、歳入については大幅な増額は見込めない状況であり、歳出については、投資的経費や扶助費等社会保障費の増加が見込まれる中、歳入の確保と歳出の削減、また、いまだ収束の時期が見込めない新型コロナウイルス感染症への的確な対応とウィズコロナ社会を踏まえた予算編成が行われています。

本広域連合といたしましては、運営のための財源を関係市からの負担金に大きく依存していることから、関係市の財政状況を十分考慮し、可能な限り抑制に努め予算編成を行ったところでございます。

その中で、令和4年度におきましても、広域連合規約に基づき消費者行政と介護保険事業中心に事業を進めてまいります。

まず、消費者行政につきましては、スマートフォンの普及など情報化社会の進展に伴う様々な消費者トラブルが年齢層を問わず広がる中、携帯電話等のメールやはがきによる架空請求、還付金詐欺などの従来からの特殊詐欺に加えて、新型コロナウイルス感染症に関連した消費者トラブルに関する相談も多く寄せられているところです。

また、民法改正により、本年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、若年層の消費者被害の防止、救済のための実践的な消費者教育の推進が喫緊の課題となっております。

そのような中で、消費生活センターにおきましては複雑、多様化する相談に適切に対応するため相談員のスキルアップに努め、消費生活に関する苦情相談やその解決のための助言、また、世代に応じた消費者教育、被害を未然に防止するための啓発活動など、消費生活相談の窓口としてのその役割はさらに重要になると考えます。

今後も、消費者トラブルにつきましては複雑かつ巧妙化していくことが考えられることから、圏域住民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、引き続き被害抑止に向けた取組や啓発を進め消費者の権利保護に努めてまいります。

次に、介護保険事業につきましては、2年目に差しかかる第8期介護保険事業計画を着実に実行するとともに、2024年度が開始年度となる次期事業計画策定に向けて、被保険者、事業所などへのアンケート調査を実施し、介護保険事業に対するニーズを明らかにした上で将来を見据えた地域包括ケアシステム構築の体制強化となるよう準備を進めてまいります。

団塊の世代の方々が75歳以上になる2025年、日本の高齢者人口がピークになる2040年に向け、保険者として持続可能な介護保険制度の適切な運営に努めるとともに、新体制2年目となる地域包括支援センターを中心に関係市や関係機関との連携のもと、地域包括ケアシステムの進化、推進に取り組んでまいります。

また、本広域連合が指定権限を持つ居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の新規や更新の指定、指導、監督業務を通して利用者へのサービス向上に努めてまいります。

以上、令和4年度を迎えるに当たり、市政及び予算編成方針を述べさせていただきました。今後とも、圏域住民のさらなる福祉の向上を目指し、各種事業に取り組んでまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました議案について説明申し上げます。なお、概略を私から説明させていただき、詳細を総務課長が説明いたしますので御了承賜りたいと存じます。

まず、補正予算書1ページ、議案第1号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

第1条で歳入歳出それぞれ375万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それ

ぞれ2億9,325万1,000円にしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書17ページ、議案第2号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条で歳入歳出それぞれ3億4,454万5,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ195億9,589万7,000円にしようとするものでございます。

続きまして、議案第3号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算について説明いたします。

当初予算書1ページを御覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,205万2,000円にしようとするものでございます。対前年度比32.9%の増加でございます。

続きまして、議案第4号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

予算書33ページを御覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億3,591万4,000円にしようとするものでございます。対前年度比2.5%の増加でございます。また、第2条で一時借入金の限度額を設定しようとするものでございます。

以上、議案第1号から議案第4号までの説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（藤浪清司 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

おはようございます。それでは、議案第1号から議案第4号までについて補足説明をいたします。

まず、議案第1号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書の10・11ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金375万5,000円の増額は、一般会計歳出予算の増によるものでございます。

次に、12・13ページをお開きください。

歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費373

万7,000円の増額は、総務課派遣職員にかかる給与費等負担金及び委託料等の事務費にかかる増でございます。

同じく、第2款総務費、第3項監査委員費、第1目監査委員費1万8,000円の増額は、監査委員報酬所要額の増でございます。

以上が、議案第1号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第2号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

補正予算書の26・27ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料400万円の増額は、過年度分普通徴収保険料の収納見込みの増によるものでございます。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金4,410万9,000円の減額は、給付見込み及び事務費精算による所要額の減でございます。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金7,479万円の減額は、給付見込みの精査による所要額の減でございます。

次に、28・29ページをお開きください。

同じく、第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1,768万2,000円の減額は、任意事業における地域支援事業交付金の上限分超過額の減でございます。

次に、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金9,270万6,000円の減額及び第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金3,680万円の減額は、給付見込みの精査による所要額の減でございます。

次に、30・31ページをお開きください。

同じく、第6款県支出金、第2項県補助金、第2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）884万円の減額は、任意事業における地域支援事業交付金の上限分超過額の減でございます。

次に、第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金7,361万8,000円の減額は、任意事業における地域支援事業交付金の上限額超過による繰入れ、給付見込み額及び第1号保険料収納見込み額の精査による所要額の減でございます。

次に、32・33ページをお開きください。

歳出でございます。

第1款総務費，第1項総務管理費，第1目一般管理費118万9,000円の減額は，介護保険課派遣職員にかかる給与費負担金及び会計年度任用職員人件費の精査による減でございます。

次に，第2款保険給付費，第1項介護サービス等諸費，第1目介護サービス等諸費3億4,335万6,000円の減額は，給付見込みの精査によるものでございます。

以上が，議案第2号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして，議案第3号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明をいたします。

令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合予算書の10・11ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金1億4,575万5,000円は，広域連合規約に基づき本広域連合が行う広域連携関係事務，介護保険事務，消費者行政事務にかかる構成市からの負担金でございます。

第2款国庫支出金，第1項国庫負担金，第1目民生費国庫負担金1億2,815万3,000円は，低所得者保険料軽減事業に伴う国の負担金及び令和4年度からの新たな事業である重層的支援体制整備事業にかかる国からの交付金でございます。

次に，12・13ページをお開きください。

第3款県支出金，第1項県負担金，第1目民生費県負担金6,410万円は，低所得者保険料軽減事業に伴う県の負担金及び重層的支援体制整備事業にかかる県交付金でございます。

同じく，第3款県支出金，第2項県補助金，第1目民生費県補助金6万2,000円は，低所得者等対策費補助金でございます。

第2目商工費県補助金193万円は，消費者行政強化事業費補助金で，消費生活センターの相談員の人件費，消費生活センターだよりの発行にかかる補助金でございます。

第4款繰越金，第1項繰越金，第1目繰越金10万円は，前年度の繰越金でございます。

次に，14・15ページをお開きください。

第5款諸収入，第2項雑入，第1目雑入2,000円は，情報公開にかかるコピー代等でございます。

次に、第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金4,195万円は、重層的支援体制整備事業及び保険者機能強化推進事業にかかる介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。

続きまして、16・17ページをお開きください。

歳出でございます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費71万8,000円は、広域連合議会における議員報酬、会議録作成委託料などの事務費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費7,472万6,000円は、事務局長及び総務課派遣職員にかかる給与費等負担金、広域連合事務所などの土地家屋借上料、電算委託料、電話料などの事務費等でございます。

次に、18・19ページをお開きください。

第2目企画費71万8,000円は、構成市との広域連携連絡調整費といたしまして、広域連合広報誌の発行経費などでございます。

第3目公平委員会費2万7,000円は、委員会開催に伴う委員報酬でございます。

次に、第2款総務費、第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費3万6,000円は、委員会開催に伴う委員報酬でございます。

次に、21ページをお開きください。

第2款総務費、第3項監査委員費、第1目監査委員費27万6,000円は、監査に伴う委員報酬でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費9,558万9,000円は、低所得者等対策費、保険者機能強化推進等事業費、重層的支援体制整備事業費でございます。

第2目介護保険費1億8,493万円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国・県・市負担金を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、22・23ページをお開きください。

第4款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費2,473万2,000円は、消費生活センターの管理運営に要する経費で、消費生活相談員の人件費、センター所長の給与負担費、事務所借上料等でございます。

次に、24・25ページをお開きください。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金10万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費20万円は、予備費として前年

度と同額を計上いたしております。

次に、26ページから29ページまででございますけれども、特別職・一般職の給与費明細書を掲載いたしておりますので御覧おき願います。

次に、30・31ページには、令和5年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載しております。当該年度提出にかかる分といたしまして、財務会計文書管理システム機器等借上料でございます。

以上が、議案第3号の令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議案第4号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の42・43ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款保険料，第1項介護保険料，第1目第1号被保険者保険料44億2,037万2,000円は，第1号被保険者の現年度分の特別徴収，普通徴収及び過年度分の普通徴収による保険料を第8期介護保険事業計画に基づき算出し，それぞれ計上いたしております。

次に，第2款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金29億6,898万7,000円は，広域連合規約に基づき本広域連合で行う介護保険事業にかかる構成市からの負担金でございます。

次に，44・45ページをお開きください。

第3款使用料及び手数料，第1項手数料，第1目総務手数料1万円は，介護保険料にかかる過年度分の督促手数料でございます。

次に，第4款国庫支出金，第1項国庫負担金，第1目介護給付費負担金33億7,032万5,000円は，介護給付費負担金で保険給付費のうち居宅介護給付費等の20%分と，施設介護給付費の15%分の合計額を計上いたしております。

同じく，第4款国庫支出金，第2項国庫補助金，第1目調整交付金4億8,419万8,000円は，保険料水準の格差是正のために交付されるもので，保険給付費及び地域支援事業費それぞれに対しまして交付割合を2.55%と想定し計上いたしております。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1億2,568万円は，地域支援事業のうち介護予防生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費の20%分を計上いたしております。

次に、46・47ページをお開きください。

第3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1億7,055万5,000円は、地域支援事業のうち包括的支援事業任意事業に要する事業費の38.5%分を計上いたしております。

第4目保険者機能強化推進交付金3,118万8,000円は、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組にかかる交付金でございます。

第5目介護保険保険者努力支援交付金3,004万3,000円は、予防健康づくりに資する取組に重点化した交付金でございます。

次に、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金のうち、第1目介護給付費交付金49億5,714万円は、第2号被保険者保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費総額の27%分を計上いたしております。

第2目地域支援事業支援交付金1億7,019万7,000円は、地域支援事業費のうち介護予防生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費の27%分を計上いたしております。

続きまして、48・49ページをお開きください。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金25億9,660万2,000円は、保険給付費のうち居宅介護給付費等の12.5%分と、施設介護給付費の17.5%分の合計額を計上いたしております。

同じく、第6款県支出金、第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）7,855万円は、地域支援事業費のうち介護予防生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の12.5%分を計上いたしております。

同じく、第2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）8,527万7,000円は、地域支援事業費のうち、包括的支援事業費、任意事業費の19.25%分を計上いたしております。

次に、50・51ページをお開きください。

第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金10万円は、介護給付費準備基金の収益金でございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金1億8,493万円は、低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。

同じく、第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金3億5,870万8,000円は、保険料必要額より収納予定額が少ないため不足額を介護給付

費準備基金から繰り入れるものでございます。

次に、52・53ページをお開きください。

第9款繰越金，第1項繰越金，第1目繰越金200万円は，前年度繰越金でございます。

次に，第10款諸収入，第1項延滞金及び加算金及び過料，第1目第1号被保険者延滞金10万円は，第1号被保険者延滞金を計上いたしております。

同じく，第10款諸収入，第2項雑入のうち，第1目返納金32万7,000円は，介護報酬の変更，不正請求にかかる過年度分の返納金でございます。

第2目雑入62万5,000円は，構成市からの生活保護受給者にかかる介護認定料及び会計年度任用職員の雇用保険料の本人負担分でございます。

続きまして，歳出でございます。

54・55ページをお開きください。

第1款総務費，第1項総務管理費，第1目一般管理費3億2,413万9,000円は，介護保険課派遣職員にかかる給与費負担金，構成市に委託しております賦課徴収事務委託料，その他介護保険システムにかかる保守管理委託料，機器借上料，専用回線使用料などの事務費等を計上いたしております。

次に，56・57ページをお開きください。

同じく，第1款総務費，第2項介護認定審査会費のうち第1目介護認定審査会費4,796万7,000円は，審査会開催経費で委員報酬などを計上いたしております。

第2目認定調査等費1億745万5,000円は，パートタイム会計年度任用職員の報酬，主治医意見書の作成手数料，認定更新にかかる認定訪問調査の各事業所への委託料等を計上いたしております。

次に，58・59ページをお開きください。

同じく，第1款総務費，第3項趣旨普及費，第1目趣旨普及費326万4,000円は，介護保険制度のパンフレットや広報誌の作成経費でございます。

同じく，第1款総務費，第4項計画策定費，第1目計画策定費513万円は，第9期介護保険事業計画策定にかかる経費でございます。

次に，60・61ページをお開きください。

第2款保険給付費，第1項介護サービス等諸費でございますが，まず第1目介護サービス等諸費178億4,645万6,000円は，介護サービス諸費，介護予防サービス諸費，特定入所者介護サービス等費について計上いたしております。

第2目審査支払手数料1,441万7,000円は，三重県国民健康保険団体連合会による

各事業所からの介護報酬支払いに関する審査にかかる手数料として計上いたしております。

第3目高額介護サービス等費4億3,701万9,000円は、低所得者世帯に対して介護保険の利用者負担額が高額となり一定額以上となった場合に利用者に支給する費用として計上いたしております。

第4目高額医療合算介護サービス等費6,221万3,000円は、低所得者世帯に対して介護保険及び医療保険の利用者負担額が高額となり、一定額以上となった場合に利用者に支給する費用として計上いたしております。

次に、62・63ページをお開きください。

第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費ですが、まず第1目介護予防・生活支援サービス事業費5億6,033万5,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、総合事業等諸費、総合事業審査支払手数料について計上いたしております。

次に、第2目一般介護予防事業費6,806万6,000円は、総合事業のうち一般介護予防事業にかかる経費を計上いたしております。

第3目包括的支援事業・任意事業費4億4,300万2,000円は、包括的支援事業費、任意事業費について計上いたしております。

次に、64・65ページをお開きください。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は、保険給付費資金不足により借り入れを行った際に要する利息を計上いたしております。

第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費5,933万1,000円は、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の充当による保険料残額並びに預金利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、66・67ページをお開きください。

同じく、第5款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金807万円は、保険料の還付金及び還付加算金を計上いたしております。

第2目償還金200万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

同じく、第5款諸支出金、第3項繰出金、第1目他会計繰出金4,195万円は、重層的支援体制整備事業実施に要する経費及び保険者機能強化推進事業にかかる交付金をそれぞれ一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、68・69ページをお開きください。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費として前年度と同じく500万円を計

上いたしております。

続きまして、70ページから73ページまでは、特別職・一般職の給与費明細書を掲載いたしておりますので御覧おき願います。

次に、74・75ページをお開きください。

令和5年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載しております。当該年度提出にかかる分は、介護保険システム機器借上料及び介護保険事業計画策定業務委託料でございます。

過年度議決済みにかかる分は、公用車のリース料でございます。

以上、議案第1号から議案第4号までの補足説明でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（藤浪清司 議員）

議案第1号から議案第4号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内です。ので厳守していただきますようお願いいたします。

なお、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく質疑の範囲が議題外にわたることのないよう、また、議案番号を述べた上で質疑いただくよう、重ねてお願いをいたします。

それでは、通告はございませんので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
水谷進議員。

○水谷進 議員

水谷でございます。

議案第3号、22ページ、款商工費、項商工費、1商工総務費の消費者生活センター費の2,473万2,000円ですけれども、これは前年度を見ると778万7,000円が減額になっておりますけれども、これは消費者センターの引っ越しにかかる費用等が減っておるだけなのか。それ以上のものが減っているのかというのをまず教えていただけますでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

こちら商工費の減額なのですけれども、基本的には消費生活センターの引っ越し分の減額でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

水谷進議員。

○水谷進 議員

分かりました。今日、連合長からも、この4月から18歳の成人ということでかなり18歳成人が被害に遭うおそれがあるという中で、予算は変わっていない中でこの方々に対する取組というのは、今までにない取組というのはどのようなものをこの中で考えているのかというのを教えていただけますか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

予算に表れていないというところがございますけれども、今の若い方々ですので、どうしても携帯電話等々の機器に頼る部分がございます。情報を仕入れるという部分がございますので、そのところで例えば私どものホームページを見ていただいたら、今も国民生活センターとのリンク等を貼っておるところがございますけれども、そちらをしっかりと保っていくということ。それと、私どものホームページの中にも18歳、19歳を対象に特化したような部分で案内をできるようなホームページの改善について図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

水谷進議員。

○水谷進 議員

やられることはほとんど変わらないということだと思います。この予算の中での

話ですけれども、消費生活センターについては10時から5時までは受付をして、電話については昼の1時間は休みなのですよね。5時まででそれ以後に電話をすると、結局もう時間外ですのでということであらゆる単にふつんと切られるという感じの電話なんですよ。ああいうところに、例えばホットラインの188とか、そういったアナウンスを流すであるとか、もう少し当分は18歳成人に対しての事業をもっと取り組んでいくべきじゃないかと思うのですけれども。この予算の中でそういったことは、今局長が言われること以上に何かできることはないのかということをお尋ねしたいのですけれども。

○議長（藤浪清司 議員）

消費生活センター所長。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

ただいま御質問いただきました件ですが、おっしゃるとおり、電話対応について9時から12時、昼13時から15時ということで、15時以降の188、これは全国共通のホットダイヤルの番号なのですが、このあたりをガイダンスを流す等の改善を図って、今後よりスムーズな相談体制を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

所長、今、終了時間を15時とおっしゃいましたけれども17時。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

失礼しました。17時です。5時になります。

○議長（藤浪清司 議員）

水谷進議員。

○水谷進 議員

分かりました。やっぱり若い人というのはどうしても昼休みとか夜しかなかなか電話対応とかいうことはできないもので、その辺をしっかりとっていただきたいのと。それから、今ネットの時代になって国の消費者センターとか、県とか、それから今

治市、柳井市、ああいうところの消費者センターではLINEを使った啓発活動というのを友達登録をして啓発をどんどん出していくということも若者に対してやっておりますので。そういったことというのは今後考えられないのか、この予算の中で。その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

消費生活センター所長。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

今後、いろいろなメディアに対して消費者トラブルに遭った場合、すぐに消費者センターにつなげる手段ということで整備してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

水谷進議員。

○水谷進 議員

これ、議題が変わってもよろしいのですね。この時間内で。

○議長（藤浪清司 議員）

はい。議案であれば。

水谷進議員。

○水谷進 議員

もう1点、消費生活センターの中での内容で出前講座もやられておると思うのですけれども、これは何回を大体予定しておるのか。内容についてはどういう内容を予定しておるのか、教えてもらえますか。

○議長（藤浪清司 議員）

消費生活センター所長。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

出前講座なのですが、毎年100件ぐらい申し込みがある中で、特に今年度4月1日から成年年齢の引き下げに伴って消費者教育というのがかなり重要になってくると思います。その中で、若年層から高齢者まで段階を踏んでメニューを組んで消費者教育ということで実施してまいりたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

所長，件数についての答えがないのですけれども。
消費生活センター所長。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

はい。件数については、年間で100件ほど考えております。

○議長（藤浪清司 議員）

実施も100件。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

はい。実施いたします。

○議長（藤浪清司 議員）

水谷進議員。

○水谷進 議員

分かりました。毎年出前講座をやられておって、その回数の半分以下ぐらいが消費者相談というか出前講座ということだと聞いております。大半が高齢者の様々なよろず相談的な講座になっておると思うのですね。

今回、今年については特に私は若い人たちが犯罪に巻き込まれるということが一番心配しているもので聞かせていただいております。こういう出前講座についても、今まであまりにも消費相談の講座が少ないように感じるもので、もっと増やしていくべきやと思うのですけれども。

その中で、専門的な職員体制が少ない。年齢層が高くなってきている。いろいろな問題があると思うのですけれども。その問題と、それから教育機関との連携というこの2点はどのように考えてみえるのかを教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

まず、相談者の件でございますけれども。現在、センターで3名の専門の相談員で対応しております。もともと相談員については3名ということ想定しておりますので、現在不足していない、十分対応できているということで対応しております。

あと、相談者、今後いろいろ今回の成年年齢の引き下げで相談内容が複雑化することが考えられますけれども、研修等を通じてそういうスキルアップ等を考えておりますので、その辺りは十分対応できているものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

消費生活センター所長。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

続いて、教育関係の対応についてなのですが、こちらも小学校から大学等各段階を踏んで消費者教育ということで出前講座と連携を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

水谷進議員。

○水谷進 議員

取りあえず分かりました。本当にその辺をしっかりとやっていただきたいのと、それから相談員3人で十分だという話ですけれども、どうもそうは思わないようにも感じるのですね。だから、その辺は例えば経験を持った一般で働いていた企業出身の方とか、教職員の方とか、いろいろな方々を使っていただいてこれからそういったところに専門的に派遣をして、もっともっと未成年も含めて消費者のそういう出前講座というのにしっかりと力を入れていていただきたいなと思います。教育関係にもしっかりと連携してほしいなというふうに思っております。よろしくお願

いします。

○議長（藤浪清司 議員）

よろしいですか。それでは、これにて水谷進議員の質疑を終えます。

この際、暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

[休 憩]

○議長（藤浪清司 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を進行いたします。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

藪田でございます。まず、議案第2号の歳出32ページ、33ページのところなのですが、款が総務費、目が一般管理費で人件費の減額という形になっていると思うのですが、こうなった理由と内訳をちょっと教えていただけますでしょうか。議案第2号補正予算ですね。

○議長（藤浪清司 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

こちらの人件費の減額なのですが、こちらは介護認定調査員のフルタイム会計年度任用職員なのですが、そちらの職員の育児休業、あと退職がございましたので当初想定していた人数より減少した関係で減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

分かりました。育児休暇ということなのですからけれども、その補充等はされているのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

育児休業に関しましては、今年度は2名の方が育児休業に入りまして、その後補充は行ったのですけれどもまた退職ということになりまして、まだ今現在募集をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

了解です。休職もしくは退職された場合は速やかに補充をしてもらわないと、非常に現場がタイトになると思いますので、その辺は今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。

議案第3号の予算書、20ページ、21ページ。広域連合予算書の款が民生費で、項が社会福祉費の、目が老人福祉費なのですけど。この重層的支援体制整備事業費という金額があがっておるのですが、昨年と比べて大幅に増えているのが一つと、これについての内容を説明願ひます。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

重層的支援体制整備事業につきましては、令和4年度から亀山市さんがこの体制整備事業のお金を受けていただけるということで、うちの包括支援センターの費用

とかそういうところの部分もそちらでみていただけることになりましたので、そちらに入れさせていただきます。

この重層的支援体制整備事業につきましては、各市町村において既存の相談支援とか地域づくり支援の取組を生かして、子供、障害、介護、生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れなかったような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに包括的な支援体制によって対応するという事業でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

分かりました。詳しい内容は今の説明では分かりにくかったのですが、亀山市さんが受けられた事業という理解でよろしいわけですね。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうでございます。令和4年度から亀山市さんの分を受けていただけるということになりました。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

分かりました。

それでは、次に議案第4号で予算書の60ページ、61ページ、保険給付費の項が介護サービス事業費、目が高額医療合算介護サービス等費となっているのですが、6,221万3,000円で、この高額医療の合算介護サービスの現状はどんなふうになっているかお答えいただけますか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

令和3年度の実績といたしまして、件数といたしましては1,872件、金額といたしましては5,168万2,588円でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

藪田啓介議員。

○藪田啓介 議員

内容はどのようなふうな内容で支出されているかというのを教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

これは、介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算して高額になったときは、限度額を超えた分が支給されるということの制度でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

よろしいですか。これにて、藪田啓介議員の質疑を終えます。

他に質疑のある方は挙手をお願いいたします。

森美和子議員。

○森美和子 議員

私も今藪田議員が質疑された第3号の一般会計の予算書の20・21ページの重層的支援体制整備事業について少しお聞きをしたいと思います。

今、これ亀山市で行うものというお話でしたが、これはこの9,300万円ぐらいの

金額をそのまま亀山市にお渡しするという形ですか。広域連合は何もしなくて亀山市でやっていただくという形ですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらにつきましては、広域連合が申請をいたしまして広域連合にお金をいただく分でございます。亀山市の分につきましては亀山市さんのほうで別に申請をされる。

すみません。今までも亀山市さんのほうに介護予防などの事業を行っていただいて、それでうちで補助金を受けてお金を払わせていただいておった分が、今回は重層的支援にのっていける分についてはそちらでお金を受けて、その分を亀山市さんのほうにまたお支払いする分ということになります。

この中でも包括支援センターの運営費というのも中には入っておりますので、この分につきましてはうちで執行する予算ということで。それ以外の介護予防とか生活支援コーディネーターの費用につきましては、亀山市さんのほうにうちで一旦受けてお支払いする費用ということになります。

以上でございます。すみません。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

そうすると、実動としたら亀山市でやる。そこにお金が広域連合からいくという形で理解をさせていただきました。広域連合、お金はお渡しして実動としては亀山市でやっていただきますけど、連携としてはどういうふうにされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

連携としましては、この重層的支援体制というのは介護だけではなくて子供や生活困窮、障害の事業も合わせて事業として市として全体で皆さん、困っている方の支援に取り組もうという事業でございますので。当然、包括支援センターでも相談支援は受けておりますので、そちらのほうも市とは連携して継続して、今までも市と連携してやっておったのですけれども、続けて継続して市と連携してやっていく事業ということになると思います。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

広域連合で介護保険事業をしていく中で様々な課題を抱えている人たちが見つければ、この重層的支援体制整備事業を活用して亀山市民であればそこで対応していただくという形で。広域連合がその機関の中に入り込むということではなくて、お願いをしていくという理解でいいのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

名前はこういう事業という形で変わっておりますけれども、包括支援センターの活動自体には何ら変更が生じるようなものではございませんので、現状どおり、包括支援センターにしっかり活動いただきながらそれはそれで広域連合として介護の案件、それから福祉の関係も包括支援センターでも業務をやっていただいておりますので、その辺も見守りながら連携に対していろいろアドバイスなり、それから方向性を示していただくような関わり方をする場合も広域連合はございますけれども。現状をもっとより発展させていくという方向での業務管理はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

今回そうやって聞いたのは、この当初予算資料の中に3つの段階、地域介護予防活動支援事業費、地域包括支援センター事業費、生活支援体制整備事業費って9ページですけど、そういう3つの事業に分かれて重層的支援体制というのが組み込まれていますので。包括だけではなくて地域における介護予防なんかのときに見つかった人たちもそういつなげていくということの理解ですよ。包括だけ今おっしゃったので、包括だけではないということでもよろしいでしょうね。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

森美和子議員に御指摘いただいたとおりでございます。失礼しました。よろしくお願ひします。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

ありがとうございます。分かりました。

では、議案第4号の介護保険事業の特別会計でお伺いをしたいと思います。

予算書の60・61ページの次のページ、地域支援事業費についてお伺いをしたいと思います。これは新年度予算で保険給付費は3.2%上がっていますが、地域支援事業費は11.6%下がっています。やっぱりこの地域支援事業費というのは介護予防とかそういう事業を行うことなのだと思うのですが、この減額になった要因についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

給付グループリーダー。

○給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

地域支援事業の令和4年度の予算についてですけれども、こちら、本年度の予算については今年度国の報酬改定がありましたので、その報酬改定がはっきり決まっていなかったなのでその分の事業費を余分に見込んだことと、今年度は包括支援センターが前年度に比べて5カ所から10カ所増えるということ、対象者の掘り起こしが起こるのではないかとということ、あと、新型コロナウイルスのワクチン接種のほうが進み、やはり利用が増えるのではないかとということ、これを予想して令和3年度の予算は余分に計上させていただいております。

今年度の状況を見まして報酬改定も数字が分かっておりますので、その単価を見直して令和4年度は減額しておりますし、対象者の掘り起こしについてもある程度事業の状況が分かっていますので、その辺も見込みをはっきりさせて実績を考えました。

あと、先ほども出ております重層的支援体制整備事業の一般介護予防のところの部分が、亀山市さんの分が移行しておりますのでその分で減額になっております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

そうすると、やっていく内容自体が減額になったということではないということの理解でいいですね。分かりました。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

言葉で答えてもらえますか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員がおっしゃったとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

それでは、これにて森美和子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

高橋です。先ほどと同じ、かぶってしまうのですけれども、議案第4号、令和4年度介護保険事業特別会計予算の同じく62ページの款地域支援事業費、項地域支援事業費、目のこの3つの減額のことについて私もお伺いしたかったのですけれども、森議員の回答で理解しました。事業内容などが減っているわけではないということでした。

先ほどおっしゃられていました重層的支援体制整備事業費のことに关してなのですけれども。特別会計予算から一般会計予算にまたがってしているのです。こちらの特別会計から繰出金、重層的支援体制整備事業費の繰出金を一般会計予算に繰り入れて、国と県の交付金とあって歳出の民生費で重層的支援体制整備事業費としてあちこちにあがっているのですけれども。移行することで広域連合の財政などの負担割合とか、各市町に何かしら財政的な影響というのはありますか。お願いします。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員がおっしゃるように、この重層的支援が入ることによって事業が減ったりとかそういうことはございませんので、お金の入り方が変わるということだけでございますので、そちらは大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。分かりました。お金の国からの出どころというか入り口が広域連合への入り口が違うだけで、負担が変わるというわけではないということが分かりました。ありがとうございます。

○議長（藤浪清司 議員）

よろしいですか。これにて、高橋さつき議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

私から、議案第2号の令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算から1点お伺いします。

補正予算書の33ページでございます。

保険給付費ですけれども、これはこの第8期の1年間の実績を表した額なのかと思うのですけれども。介護サービス等諸費の補正の内容についてお伺いしたいのですが、介護サービス等諸費と特定入所者介護サービス等諸費が減額になって、介護予防サービス諸費が増額になっている。この中身についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課管理グループリーダー。

○管理グループリーダー（善福博美 君）

福沢議員の質問にお答えします。

まず、介護サービス等諸費につきまして、こちらは2億4,890万5,000円ということで減額になっております。こちらの補正内訳としましては、居宅介護サービス給付費の減額と、あとは施設介護サービス給付費、居宅介護福祉費の用具の購入費、居宅介護の住宅改善費が少し予算が足りませんでしたので、そちらのほうの増額分を含めましてトータルすると居宅介護サービス給付費が少し減額する額が大きかったのです。こちらの金額がマイナスということになっております。金額を申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

特に特徴のある増額部分であるとか、特徴のある減額部分を言っていたら結構です。

○議長（藤浪清司 議員）

管理グループリーダー。

○管理グループリーダー（善福博美 君）

特に特徴があるというものではないかとは思いますが。全てにおきまして必要なサービスを受けられるような形でさせていただいております。その中でどうしても予算が足りないもの、減らしてもいいようなものというもので精査させていただいておりますので。

介護サービス諸費の中で一番減っているものが居宅介護サービス給付費が減っております。こちらが3億9,360万3,000円の減額となっております。それ以外のものは増額となっております。

施設介護サービス給付費が1億3,959万3,000円の増額、居宅介護福祉用具購入費が168万7,000円の増額、居宅介護住宅改修費が341万8,000円の増額となっております。

介護予防サービス諸費につきましては、介護予防サービス給付費が2,297万1,000円の増額、介護予防サービス計画給付費が723万3,000円の増額、介護予防型介護予防サービス給付費が534万5,000円の増額となって、2,554万9,000円の増額補正をあげております。

特定入所介護サービス等諸費につきましては、特定入所者介護サービス費、こちらが1億2,000万円の減額、これが一番多くなっております。

特定入所者介護サービス費につきましては、低所得者についての施設サービス、短期入所サービスの食費や居住費、滞在費の負担に限度額が設定されておりますので、その限度額を超える分を特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費として現物給付するようなものになっております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ぱっと聞いて分かりづらいのですけれども。要するに、居宅にいらっしゃって介護サービスですから介護1から5の方に介護サービスを居宅に行ってるサービスが少なかったとみなしていいのですね。そういうサービスが見込みよりも少なくなったということでもいいのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員がおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

コロナ禍の中で、どういう影響があったのか、介護がどのように提供されて何が使いづらかったのかとか、そういうことを示す値になると思いますので、具体的に御説明いただければありがたかったかなと思います。

次の質疑なのですけれども、当初予算です。議案第3号の令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算、先ほど水谷議員がお尋ねになった消費生活センター費の内容でございます。

私もやはり今回の民法改正によって成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるということ、今国会でもいろいろな議論がされておりますので、この予算の内容にはきっとこの成年年齢が引き下げられることによるいろいろなリスクや若い方へのメッセージみたいなものが刷新されて新たな取組がされるのかなと期待をしておったところなのです。

先ほどの質疑を聞いておりますと、携帯電話がどうやらとか言うて。携帯電話は小学生から持ってますので、要するに成年年齢が変わるということによる特別な取組があるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

先ほどの私の答弁の中でもさせていただいたとおりなのですが、特別なものというのは今回は計上しているわけではございませんけれども、ただ、職員のスキルアップとかその辺についてしっかり取り組んでいく所存であるということをおし上げたところでございますので。予算に反映するという事はできておりませんが、体制としてはしっかり受けていくというところで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

お金をかけることばかりがいいことだとは私も思っていないので、要は内容だと思うのですね。実際現場で対峙しておられるセンター長にもお聞きしたいのですが、要は成年年齢が20歳から18歳に変わることによってどういうことを伝えていけるのか。具体的な内容が分かるような御答弁をいただけませんか。

○議長（藤浪清司 議員）

消費生活センター所長。

○消費生活センター所長（川村敏正 君）

御質問をいただきました件ですが、対象が18歳、19歳ということで親の同意なく様々な契約をすることが可能になります。その反面、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すこと、未成年者取消権というのですが行使できなく

なります。

その対応につきましては、両市の広報，またケーブルテレビの広報等を通じまして注意喚起してまいりたいと思っております。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

18歳，19歳の子が広報をどれだけ見ていただくか，私も疑問なところですけども。要するに，若い人たちにしっかり届いて我が事と感じてもらえて，こういうリスクがあるんだってリアルに感じてもらえるようなことを新しくしっかり取り組んでいただかないといけないのかなと思っておりますので。100回ぐらい出前講座も行くと言われていましたけれども，決算でも確認させてもらいますけど。やはり若い方が行く回数は増えていなくてはならないと思いますし，ぜひともまたお話も伺いにいきますので新たな取組をしていただきたいと思います。

それから，先ほどから盛んに話題になっております重層的支援のことなので，私も確認したいなと思ったのですけれども。理解の仕方といたしまして，今までは介護保険の特別会計でやってきたことを，国のこの重層的支援体制整備事業という事業に乗っかるために特別会計から一般会計にわざわざお金を移して，国から県からお金をいただきながら今までやっていた事業を展開していくという流れなのかなとは思っておりますけれども。

やはりこれは国が4分の3お金を出すということは，それなりにもっていきたい方向があると思うのです。広域連合の議会ですので広域連合が直接この重層的支援体制整備事業を各市がやっているということではなくて，広域連合としてこの事業をどんなふうを活用していくのかという。今までやってきたことを財布を変えるだけなのか，新たにこの事業というものに乗っかることでこういうことをきちんと強化していきたいということがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

包括支援センターがやはり事業の中で大きな位置を占めるわけなのですからけれども。包括支援センターの活動につきましては、今までも対象者を高齢者だけという形ではなしに、高齢者に附随してみえる様々な困った事情等にも対応しているような体勢。重層的支援と国はおっしゃっていますけれども、私ども鈴鹿亀山管内の包括支援センターではしっかりその辺のことはわきまえながら今までも業務に取り組んできたところであります。それは私も自信をもって言える部分でございます。

ですので、逆にこういう形になったということではほかの障害であるとか、子供子育ての部門からの相談の体制が自立してくることによって、その辺とリンクが取りやすくなるという解釈もしていきたいと思っておりますので、その辺はしっかりと各市においてつながっていけるような支援体制というのを私どもも包括支援センターと一緒に考えてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

よく分からなかったのですけれども。亀山が取りあえず取り組んでいます、これは今回のこのことを通じて鈴鹿も取り組んでいくという方向にもっていかれる予定なのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

鈴鹿市も令和3年度から国の重層的支援体制整備事業の移行準備事業費補助金というのを活用して体制づくりをしていくということで聞いておりますので。こちらから鈴鹿市の動きに協力させていただいて、鈴鹿市もこのような体制づくりをしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

この事業は、亀山市は亀山市です、鈴鹿市は鈴鹿市です、広域は広域ですと聞いています。広域が直接いろいろな委託をすとかそんなことでこうやって広域の予算に出できているわけですね。

私が言いたいのは、すると聞いていますということじゃなくて、広域がやはりこういうものを活用して相談事業をきちんとしていきたいというところで、それぞれの市がやるんやったら協力するわという体制ではなくて、広域としての主体性のところがお聞きしたいなと思ったのですけれども、鈴鹿との関わりの中で。どうなのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

広域の内容としてはちょっと外れる部分。

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

広域連合が設置しているのは包括支援センターがございます。それが相談の受け皿というか、そういう部分になっているというのは紛れもない事実でありますので。そこをやはり両市との関係性の中でしっかり、また両市とも協力しながらやっていけるようにするという設置者としての指導のあり方とかそういうことをしっかりやっていきたいということを私は申し上げたつもりだったのですけれども。そういうところで、関わりは広域連合としては持つというところでございますので御理解いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

皆さんは分かっておられるかどうか分かりませんが、私は聞けば聞くほど分からないんですけれども。要するに、広域連合は委託ということを通じて各市町

に広域連合のしたい仕事をしてもらおうという私は解釈とっているのですけれども。

その中で、亀山市に委託したり、亀山市の社協に委託して当初予算資料の9ページのことをやってもらうわけですね。そうですね。そういう解釈でいいんですか。

○議長（藤浪清司 議員）

重層的支援について、広域としての関わり、また市としての関わりを明確に。いかがですか。広域の範囲内で答えていただくということをお願いします。

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

広域の範囲内と言いますと、包括支援センターは直接委託を私どもがしているわけでありますので、その業務のあり方を示すのは私どもの責務でありますので。そこをしっかりと連携をとるように形でということをお願いをしているのが今の広域連合としての立場でございますけれども。連携をとってくださいという部分での重層的というか、ほかの業務もしっかり市の意向に沿うような形でやってくださいという形になってくると思うのですが。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

若干、前向きな御答弁だと感じました。

あと1点、お金のことで確認ですけれども。重層的事業ということで国が4分の3出してもらえるのですね。国が4分の3でしたっけ。そうですね。この事業に乗って今までと変わらないことをしているということなのですから。鈴鹿も今までと変わらないことをしているわけですから。これ、みんながこの事業に乗ったら影響はないと先ほどおっしゃいましたけれども、財政上そのほうが広域連合の財政にとっていいのですか。ここの財政が削減できるということがあるのですか。今回の新しい移動によって何も影響はないのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらにつきましては、今までから両市と相談しながら両市がやりたいことを御相談させていただきながら介護予防等の事業を行っていただいておりますのがこの部分ですので。

先ほど局長が言いました包括地域支援事業で包括支援センターの費用についてはうちから委託をしておる分ではございますが。方向性としては、予算としましては歳出の事業費としては例年どおりあげさせていただいております。お金の入り口は、今まで受けておったところだけじゃなくて重層的支援からお金をいただけることになりましたので、そちらで予算をあげさせていただいた。お金の入り方が変わったということでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

内訳が変わったというだけで有利になったわけではないという解釈でよろしいですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

有利ということではないということでございます。

○議長（藤浪清司 議員）

よろしいですか。それでは、これにて福沢美由紀議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

質疑ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論がございましたら御発言願います。よろしいですか。

別段討論もございませんので、これより採決いたします。

まず、議案第1号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（藤浪清司 議員）

挙手全員であります。

したがって、議案第1号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（藤浪清司 議員）

挙手全員でございます。

したがって、議案第2号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（藤浪清司 議員）

挙手全員でございます。

したがって、議案第3号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算は、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（藤浪清司 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第4号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

[休憩]

○議長（藤浪清司 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を進行いたします。

次に、日程第5 一般質問を行います。

一般質問の通告者は4名でございます。通告以外の事項を追加しないように、また、一問一答方式で質問時間は答弁を含め30分以内ですので厳守していただきますようお願いいたします。なお、再質問の場合は要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをいたします。

それでは、森美和子議員から質問を許します。

森美和子議員。

○森美和子 議員

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、地域包括ケアシステムの推進について。その中でも高齢者の尊厳の保持についてお伺いしたいと思います。

この言葉は8期計画の中にある言葉を用いさせていただきました。今回お聞きしたいのは、高齢者の虐待について実態を教えてくださいたいと思います。

連合長の施政方針にもありますけれども、2年を超える新型コロナとの戦いで、やはり一番弱いところにいろいろな課題が出てきているのではないかと考えております。コロナが蔓延し出して外出自粛、特に緊急事態宣言を発出されたときには様々な地域での寄り合いとかそういったものが全部ストップしてしまったということで。私もこれはただならぬことだし、高齢者にとっては大きな問題だなということも思いまして、当時認知症が増えるのではないかとということも懸念をしておりましたので、この広域連合で一度どんな状態なのかということを知りたいということがあったのですが、あまりその当時は大きな影響が出ていないというような答弁がありました。

2年がもう過ぎたわけですが、状況が変わっているのか。その点についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、森美和子議員の地域包括ケアシステムの推進についての高齢者の尊厳の保持について答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が日本国内で猛威を振るい始めてから約2年が経過しようとしています。一時は三重県にも緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出され、県内での高齢者を含めた県民の生活状況も大きく変化いたしました。

鈴鹿市、亀山市の介護保険施設でも感染対策等に追われながらのサービス提供となっているため、各介護従事者の皆様も細心の注意を払いながら日常業務に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症により認知症の方は増えたかどうかの御質問でございますが、高齢者の方が新型コロナウイルスへの感染を恐れて閉じこもりがちになり、認知機能や身体機能低下などの悪影響が幅広く見られているという声はサービス事業所やケアマネジャーから届いておりますが、感染予防、認知症予防の観点からもリスクがあると言われており、認知症が進行するおそれがあるというふうには私どもも実感としては感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

3月27日の日経新聞にも、高齢者のコロナによって受診控えもされているということで、認知症治療がなかなか進んでいかないということも載っておりました。そういった中で、この虐待の実態に入っていくわけですけれども。高齢者の虐待というのは、認知症の問題も含めて認定基準や強制的な分離保護が簡単ではないと言われております。虐待の種別としては、身体的虐待、それからネグレクト、言葉による暴力、心理的虐待や性的虐待。ここまでは児童虐待と同じですけど、高齢者の場合は経済的虐待、親族等が高齢者から経済的搾取を行うということも言われて種別としてあげられております。

そういった中で、圏域内の実態はどうなっているのか。経年的な状況、各市の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、森議員の最後の御質問にお答えいたします。

最近3年間なのですけれども、高齢者虐待の発生状況でございます。

まず、鈴鹿市では、令和元年度が68件、令和2年度は49件、令和3年度においては47件と件数は多少減少傾向を示しております。

亀山市においては、令和元年度が1件、令和2年度は7件、令和3年度においても7件と、令和2年・3年度は横ばい傾向にございます。

虐待者の性別の割合でございますが、鈴鹿市では男性が37人、22.6%、女性が127人、77.4%でございます。亀山市では、男性が1人、6.7%、女性が14人で93.3%と女性のほうが両市とも多い状況でございます。

虐待の種類につきましては、先ほど森議員からも御説明いただきましたが、たたく、つねるなど直接的な暴力を振るう身体的虐待が最も多く、続いて、日常的な暴言等による精神的虐待、必要な介護を行わない介護放棄、ネグレクトでございます。それから、年金や貯金などを搾取する金銭的虐待、経済的虐待でございます。あと、

性的虐待が発生しております。

次に、3年間のうち虐待が発生した場所でございます。鈴鹿市では家庭内が155人で94.5%，それから施設内では9人で5.5%。亀山市におきましては、家庭内が9人60%，施設内が6人で40%となっております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

実態についてお伺いをしました。かなり鈴鹿市は多いなということと、また性別としては女性が多いということ。そして、家庭内でのほうが傾向としては多いということが実態として分かりました。

次に、虐待の判断のポイントについてお伺いをしたいと思います。

高齢者虐待は、児童虐待と違って加害者と被害者がはっきりしないとも言われており非常に判断が難しいと言われております。また、共依存状態で虐待が明らかになることで双方の生活が破綻してしまうということも言われております。行政や支援者が親子間の経済的虐待等に介入することで高齢者は介護者を失い、介護者は生活費を失うこともあると非常に難しい状況であるということが言われております。

そういった中で通報等で発見された場合、これが虐待と判断されるのはどこでまず判断していくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。

虐待の通報というのは、基本的には地域包括支援センターなどへ寄せられることが多くございます。高齢者虐待が相談があった場合や通報があった場合なのですが、その後の対応方法でございますが、やはり各地域包括支援センターから市の担当部局、鈴鹿市では長寿社会課、それから亀山市では長寿健康課に対しまして被虐待者と虐待者の現在の状況であるとか、それから家庭環境を含めた様子など、

その虐待の状況に対応するための緊急度も含めて基本的な情報がまず提供される
ところでございます。

通報を受けた市の担当では、解決に向けての方針を立てるために関係機関等に連
絡してさらに詳細な情報を収集いたします。その後、得られた情報をもとに関係各
機関と協議して解決に向けての筋道を立てて、必要と思われる訪問聞き取りを行い、
関係者会議等を行いまして情報の共有、今後の方針の確認を行い、それぞれの機関
の役割を分担しながら事態の収拾と解決を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

分かりました。私は包括のほうで判断していくのかなと思いましたが、それぞ
れの市の担当のところにとしっかりと連携していただいて、そこが判断をしていくと
いうことで理解をさせていただきました。

次に、虐待が発見された場合ですけど、緊急的に避難する場があるのかどうか。
その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

高齢者虐待の場合でございますが、これは緊急避難の場合といいますとショート
ステイというものがございますので、認定を済ませておられる方も中にはみえませ
けれども、認定を受けてみえない方、それこそネグレクトですと本当に認定すら受
けてみえない方もいますけれども。そういう方も含めて介護施設のほうでお預かり
させていただく、ショートステイでお預かりするというのが初期の対応になってま
います。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

そのショートステイの期間というのは決まっているのか。どこというのが指定されているのかどうか。そういうことは決まっているのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

基本的にサービス利用というところを重視されますので、ショートステイをやってみえる事業所に対して、包括支援センターであるとかケアマネジャーさんを通じてそれを手配するという、通常のサービスの中でもまずは推奨していくという形で対応しているところがございますので。ショートステイに空きがあれば入れるというところがあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

そうしますと、認定をしていない方も受け入れる準備があるとおっしゃっていましたが。その場でショートステイに空きがあればどこという限定ではなく入ることができるということで理解していいのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

ショートステイ、通常のサービスの判断でという部分はございますけれども、その先には、議員が最初の中でおっしゃったのですが、緊急一時保護という部分になってくるとちょっとまた対応が違いますけれども。ただ、そういうものもあります

ので、通常の場合ですとことを荒立てない形でしたらショートステイをというところでお預かりさせていただくのが基本でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

そうすると、ショートステイだけでは済まない場合もありますよね。そういう場合はどうされるのでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

ショートステイで済まない場合という形がどんなところかというところがございますけれども。情報を把握していく中で虐待の状況を把握していく中で、これは金銭的とか経済的な部分もあったりしますので、ショートステイの利用がかなわないとか、生活保護とかそういう部分のものも可能な制度も利用できない方も今まで私自身も対峙したこともあるのですけれども。そういう方を対応してきたことがございますけれども、その分には緊急一時保護という部分でこれは両市の措置という形になりますけれども、そのような保護をさせていただく場合がございます。その場合の措置については、基本は市の公費等でやっていただくというのが第一義的に発生しますけれども。だんだん落ち着いていくに従って、介護保険の利用に変わっていくかどうかという手続もやる場合はございますけれども。一義的には、やはり市の緊急一時保護というのを利用いただくこともあるということでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

多分、いろいろな制度がある中でそれを活用してやっていかれるということだと思うのですが。やはり虐待が発生してもうその家に戻れない状態とか、様々な状態が出てこようかと思imasので。最初に申しましたように、支える側と支えられる側が共依存状態になっていて、それを分離することによってどっちの生活もままならないようになるということもありますので。それこそ重層的支援にだんだん入っていかようかと思imasので、そこら辺の体制をしっかりとしていただきながら、虐待は先ほどの実態でもありましたように、若干減っているとか横ばいとはありながら現実としてあるということは見えておりますので、しっかりとした対応を今後もお願いをしたいと思imas。

私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて、森美和子議員の質問を終了いたします。

次に、高橋さつき議員の質問を許します。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

高橋です。私は、先ほどからこの事業の名前がたくさん出ております重層的支援体制整備事業について教えていただきたいと思imas。

先ほどの質疑のときに、財政などの負担割合とか何かしらの影響はないとお聞きしています。中身のほうをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思imasして、そこは聞かせてもらおうと思imasしているのですけれども。市民の皆さんが抱える複雑な、いろいろな複合的というか絡み合っている課題と、制度のはざままで支援が受けられないという方々などを包括的に支援していく体制ということで理解しているのですけれども。

中でも、高齢者に対する支援であるのかなと思imasしてはいるけれども、その事業の中身をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思imas。お願います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、高橋さつき議員の重層的支援体制整備事業についての御質問につきまして御答弁申し上げます。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かして、子供、障害、介護、生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れないような地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに包括的な支援体制によって対応するものでございます。

属性を問わない相談支援、それから参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を社会福祉法の改正により令和3年4月より実施することとなっております。

これらは、市町村において全ての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業と定義され、これまでの対象者別の制度とは異なり全ての人を対象とすることにより多彩なニーズに対応していくものでございます。

支援分野に関しては、これまで地域支援事業として実施していた一般介護予防事業のうち、介護予防に資する住民主体の通いの場の開設などの地域介護予防活動支援事業、それから包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営と生活支援コーディネーターの配置などの生活支援体制整備事業、これらの3事業については重層的支援体制整備事業として取り扱うこととなりました。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。中身を教えていただいたのですけれども、具体的な例等を設定して言わせてもらってもいいですか。例えば、8050問題とかの80の年齢の方ははまっているけれども50歳代の方ははまっていなかったりとか。あと、ごみ屋敷の問題も前にも包括でも言われていたと思うのですけれども。こういった問題というのは、あったとしたら、今は例ですけれどもそういう相談がきたときに流れとしてどういうふうになっていくのかというのを教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

8050というのは、80歳代の方と、それから50歳代の御家族がいらっしやってというそういうのが孤立した状態で地域からの支援がなかなかできにくいという体制のことを差すと理解いたします。

基本的には、やはり80歳代の高齢者の方が問題がウエートを多く占めておることが多ございますので、基本的には包括支援センターである程度サービスが提供できるかどうか、どういう形での支援があるのかということをもまず検討していくような入り方になってくると思います。

50歳代の方に例えば経済的な問題が生じるとかそういう形になりましたら、それはそれでまた市の個々の制度とかそういうものも照らし合わせながらというところになってくると思いますけれども。

とにかく、社会制度の利用につながるような形をアシストしていくということが、この8050問題ですと今のところは包括支援センターが主に動いているというケースが多いかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。包括支援センターで受けて、それで支援ということで市につないだりとか、担当課につないでいていただけるとのことなのですかね。

8050問題はお聞きしましたがけれども、ごみ屋敷とかそういう形の高齢者の方のごみ屋敷問題は同じ感じでいいですか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

ごみ屋敷の問題も近隣の方々からいろいろなお声をいただきながらというところでは、やはりそういう声が多く包括支援センター等に寄せられているというのは

聞いたことがございますし、私も実際にその対応も元の部署ですけれども似たような覚えもございますけれども。やはり受けていただきながら、あとは地域の方と相談しながらどう進めるかというところになってまいります。

ごみ屋敷についても、持っていらっしゃる方はその人の私物であるというところでもいろいろな問題を定義される、地域問題となってしまう場合もあつたりしますので、その辺はやはり慎重にやりながらというところで解決する方法を一緒になって探るという方法は今のところとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。この重層的支援体制整備事業というのが趣旨は、すぐくすり抜けないようにみんな救おうというかつなげようというのは分かるのですが、なかなか中身が具体的には分かりにくくて。

今やっている取組とそう変わらずしていただいているということだと。2市の今の取組という形で教えてもらっていいですか。2市の取組。

すみません。もう一回質問し直します。

今、亀山市については地域支援事業費の一般介護予防事業のうちの地域介護予防活動支援事業、それと地域包括支援センター設置運営委託というのと、生活支援体制整備事業がこの重層的支援体制整備事業という形で移行して実施となっていると思うのですけれども。亀山市のこの取組、また鈴鹿市はまだこちらには移行はされていないのですけれども、ほとんど似たようなことをされているとお聞きしているのでその取組を教えてください。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、2市の取組について答弁申し上げます。

鈴鹿市における重層的支援体制整備事業なのですけれども、福祉分野の各制度に

において実施している相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援等を一体的に実施して，各福祉分野の属性を問わない包括的な支援体制の構築を目的としています。

事業実施に向けては，対象となる事業を実施する必要がありますが，既に個々の福祉分野の各制度において取り組んでいる事業もあるために，重層的支援体制整備事業の実施に向けて既存制度で取り組んでいる各事業との調整や関係機関との調整を行っているところでございます。

なお，令和3年度から国の重層的支援体制整備事業への移行準備事業費補助金を活用し，制度のはざま等により支援が受けにくい方への支援等について市の長寿社会課，障がい福祉課，保護課，子ども家庭支援課などの関係部署や，地域包括支援センターや障害者総合相談支援センターあいなどの相談支援機関の間をコーディネートする相談支援包括化推進員を社会福祉協議会に1名配置し，各相談支援機関と連携した支援体制を構築するための包括的支援体制整備事業を行ってまいります。

令和4年からは，支援体制の充実を図るために相談支援包括化推進員を増員して4人体制とし，コミュニティソーシャルワーカーの役割も兼ね，分野を問わない相談支援や地域づくり支援等を行ってまいります。

日常生活圏域を考慮して設置されている8カ所の地域包括支援センターが行う地域への相談支援や，それをサポートする基幹型包括支援センターとの連携，地域づくりへの支援を行っている生活支援コーディネーターとの連携を図り，今ある支援体制を補う体制を構築し，分野を問わない包括的な支援を行っていくとのことでございます。

亀山市におきましては，現状といたしまして，平成30年度からの国のモデル事業，地域福祉力強化推進事業，他機関協働による包括的支援体制整備事業を経て，令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業に着手しており，社会福祉法に基づいた重層的支援体制整備事業を令和4年度から実施することとしています。

属性を問わない相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援を一体的に実施し，従来からの制度に相談者を合わせるのではなく，複雑化，複合化した福祉課題や制度のはざまのニーズへの対応ができるよう，既存の分野ごとの仕組みを組み合わせでオーダーメイド型で支援する重層的支援体制の整備を進めることとしております。

主な内容としましては，総合相談窓口設置に向けた調査や，地域づくり支援の充実，強化に向けた組織づくりとしての機構改革，それから重層的支援会議の設置などに取り組んでいくとのことでございました。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。鈴鹿市も重層的支援体制整備事業にはまだ移行はしてないのですが、移行準備事業費補助金というのを活用して今同じような形で進んでいると理解してよかったですかね。包括的に支援体制をしていると。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

おっしゃるとおりでございます。鈴鹿市もそのように進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

そうしたら、鈴鹿市は高齢者の分野が足りなかったとか何かというので今亀山市だけということではなくて、それ以外の子供のこと、困窮者のこととか、障害者のこととか、それ以外の体制も全体が整って連携強化ができ次第でこの重層的支援体制整備事業に移っていくという形で思っているのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうですね。先ほど局長から申しましたとおり、支援体制の充実を今も図ってお

りまして、今までも介護、障害、子供、生活困窮について各関係部署で事業は行っていただいておりますので、その連携強化という面だと思っております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。網の目のようになって制度のはざまの人とか受けられないとかそういうことなく、しっかりつながって連携して受け止めていただけるような体制に、より発展させた体制にさせていただくことを理解しました。

亀山市さんが言われるオーダーメイド型というのはすごくいいなと思っておりますので、了解しました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて、高橋さつき議員の質問を終了いたします。

次に、船間涼子議員の質問を許します。

船間涼子議員。

○船間涼子 議員

皆様、こんにちは。船間涼子でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど来からもお話がありましたが、未曾有の新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2年を超えまして、今なお収束が見えず予断を許さない状況が続いております。そんな中、コロナ禍においても感染防止対策を徹底して日夜、医療、介護、保険、福祉等に従事されている皆様に心より感謝申し上げます。

本日は、通告に従いまして要介護、要支援の認定について5点に絞って質問をさせていただきます。

1つは、現状について。2つ目が、認定の遅延状況、要因について。3つ目が、人員確保の現状と対応策について。4つ目が、処遇改善について。5つ目は、暫定ケアプラン。個々に分けて端的にお伺いさせていただきます。

また、介護認定に要する期間が従来に比べ非常に遅れているということで、改善

が必要であると考え今回の質問をさせていただくことにいたしました。

まず初めに、現在の介護認定の状況と認定調査の人員の現状について。そして、認定の遅延状況とその要因について伺います。

介護認定の結果はこれまで申請から30日以内とおおよそですけれども通知がされる中、病状や家族状況等により急を要すると判断された場合はより速やかに対応してこられたと思います。コロナ禍の影響からなのか、先ほど来もるる関連事項を感じましたけれども、現在に至っては長くて3か月ほど遅れているのではとお聞きをしております。訪問調査や認定調査に携わる人員体制は十分なのでしょうか。遅延している状況や要因は何でしょうか。申請から訪問調査、認定決定までの現状の件数や対応についてお聞かせ願います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、船間涼子議員の要介護、要支援認定についての現状についてと、認定の遅延状況と要因についての御質問につきまして答弁申し上げます。

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態、要介護状態になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態、要支援状態になった場合に介護サービスを受けることができます。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、認定調査員が申請者の御自宅等を訪問し、心身の状況や生活の維持に必要な支援の状況などについて、本人や家族等から聞き取りを行い作成した調査票とその調査を基に出された一次判定結果及び主治医意見書を基に、保険者である鈴鹿亀山地区広域連合が設置する介護認定審査会で判定されます。

認定業務の遅れは、令和3年4月の大幅な人事異動による担当者の変更や複数の介護認定調査員においてそれぞれの家庭の事情や本人の体調不良等により退職が相次ぎ、調査員が不足する状態となったことが大きな要因です。

介護保険法第27条の規定では、申請から判定し通知するまでの期間を約1か月としており、スムーズなサービス利用開始を図ることとしております。

議員御指摘のとおり、この業務での遅れが生じており、現在の状況としましては

介護認定申請をいただいた方のうち、介護保険課の職員が直接調査を行う新規申請及び要支援からの変更申請、介護申請等もありますが、これは2月末時点で約700名の方をお待たせしている状況です。このことによって、申請を頂いてから調査に伺えるまで約3か月の期間を要している状況でございます。

次に、更新申請、要介護からの変更申請については、主に鈴鹿亀山圏域内の居宅介護支援事業所に調査業務を委託しており、約1か月で調査に伺っています。

なお、介護保険課の職員で調査を行います新規申請及び介護申請については、1月に約300件の申請をいただいております。職員が最も減少していた11月には月に172件の訪問調査にとどまりましたが、2月には248件の調査を行っており、少しずつですが改善を図っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

船間涼子議員。

○船間涼子 議員

ありがとうございます。本当に感染状況も大変な中、御対応は大変だったと思います。ですけれども、本当にこの積み上がった700件ですとか、また徐々に対応いただいているということですので、大変ですけれども待たなしの認定を待たれている状況が迫っていますので、本当に苦慮されていると思いますけれども順次お願いしたいと思います。

やはり人員不足、退職者が予期せず出てしまったことも要因の一つであるというふうに理解いたしました。

次に、人員確保の現状と対応策についてお伺いいたします。

今月末までに実施をされている認定調査員の現在の応募状況はいかがでしょう。こちらの資料につけさせていただいたのですけれども、今回の鈴鹿亀山地区広域連合会計年度任用職員の募集要項の応募資格のところにもありますように、従来よりも基準を下げて幅広く募集を講じていただいております。この年齢制限というのは見当たらないようなのですけれども、ベテランの方も登用するなど、またこういう大変なときは経験豊富な方も非常に心強いと思いますので、そういう方の登用もされているのでしょうか。

また、認定調査員の確保について現状体制と新規採用に向けた対応状況、また引

き継いでいく上での育成状況，これがどのようにされているか。そして，今後も安定した運用のための対応策についてお伺いいたします。

また，強いて言えば，一時的にでも人員を増やしてこの状況をもう少しスムーズに認定，そしてサービスの利用に至るまで一時でも人員を増やして体制を強化する必要があると考えますが，臨時に市の職員の応援派遣等の対応というのは難しいのでしょうか。御答弁願いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

続きまして，認定調査員の人員確保の現状と対応策について答弁申し上げます。

令和3年度当初にはフルタイム会計任用職員の調査員が6名在籍しておりましたが，退職が相次いだことから年度途中には一時2名となっており，調査の遅れが顕著に表れている最大の要因となっています。

フルタイム会計年度任用職員以外にはパートタイム会計年度任用職員が3名おり，年度当初2名でしたがこちらは1名を増員することができました。会計年度任用職員以外に正規職員も調査業務を行っており，正規職員については年度当初は2名で調査を行っていましたが，年度途中で課内異動を行い現在は4名で調査を行っております。

フルタイム会計年度任用職員の調査員についても，継続的に断続的に募集してきましたが，問い合わせはあるものの応募につながるものがなく，年度当初は保健師，看護師，ケアマネジャーのいずれかの資格を持った方を応募資格としてまいりましたが，年度途中の8月以降，社会福祉士や介護福祉士，ヘルパーなどにも応募資格を拡げ募集をしてまいりました。

その結果，12月から社会福祉士の資格保有者，1月からはヘルパー資格保有者の応募がありそれぞれ採用しましたので，現在フルタイム会計年度任用職員定員6名に対して4名の体制となってるほか，パートタイム会計年度任用職員3名，正規職員4名の11名の体制で訪問調査を行っております。

ベテランの介護認定調査員ですけれども，一番年上の者は今68歳の方に活躍いただいているというところもございます。とにかく，人の確保につきましては今後も全力で取り組んでまいりますので，御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

船間涼子議員。

○船間涼子 議員

ありがとうございます。今、具体的にお伺いしまして本当に途中退職とか人員の不足が最大の要因ということで理解しました。

また、本当に継続的また断続的にこのように募集を行っていただいた結果、12月と1月に応募もあり、これで少し大きく進むのではないかと期待をしております。

続きまして、認定調査員の処遇改善と現状についてお聞きしたいと思います。

この2年間、コロナ禍での対応は危機的感染拡大の中、万全を期した職務の重責を果たされていると伺っております。また、積み上がっている認定申請に注力しなければならぬこの状況に見合った処遇改善について御検討などお考えをお聞かせください。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

認定調査員の処遇改善について答弁申し上げます。

広域連合の認定調査員につきましては、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員を雇用しており、それぞれ広域連合が直接雇用をしております。

認定調査員の報酬につきましては、フルタイム会計年度任用職員が月額で、パートタイム会計年度任用職員が時給でそれぞれ支給しており、通勤手当など各種手当につきましても規定を制定して必要に応じて支給しています。

また、フルタイム会計年度任用職員につきましては、最大で2か月分の期末手当を支給しています。これら報酬手当の額につきましては、他市の認定調査員の報酬等の状況も考慮しておりますが、構成市であります鈴鹿市、亀山市両市の会計年度任用職員の報酬等とバランスをとる必要があることから、両市の人事担当課と協議の結果、鈴鹿市の報酬等の額に準じて決定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

船間涼子議員。

○船間涼子 議員

ありがとうございます。おっしゃっていることはよく理解できるのですが、本当にこれまでの状況でどのように見える形で改善していくかというところを考えますと、本当に調整しているというよりは福祉の方々の処遇改善もある中でなかなか難しいのではないかなと。また、御自身の車で訪問調査に行っていただくのですとか、パートの時給制のところには本当に御苦労も伺っておりますので、また引き続きの御検討をこれはお願いとさせていただきたいと思います。

次に、暫定ケアプランについて伺います。

申請後に認定結果が確定するまでの間、急を要する事態に暫定ケアプランに基づいてサービスを利用することが可能となっており、案内される場合にも認定結果見込みと異なった暫定ケアプランは確定と見なされないこともあるということであり、ここへ留意しなければならず、結局ちゅうちょしてしまう状況ですので、最善の取り扱いについてお伺いいたします。

認定調査の積み上げに対して改善の見込みはどのような状況でしょうか。また、訪問に時間を費やすため、担当件数を増やしにくいとも伺っております。さらに、認定結果後の不服申請や変更申請への対応による課題もあると思われ、昨今はコロナ禍の感染拡大防止で自治体でのデジタル対応が進んでおり、小平市では電子申請を行っているとも伺っております。

そういった新様式の中、調査書を手書きからデジタル対応になれば事務的な効率の改善につながるとも考えます。今後の遅延解消に向けた改善策について御説明をお願いいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

続きまして、暫定ケアプランと今後の改善策について答弁申し上げます。

要介護認定申請中の新規利用者が認定結果が出るまでの間にサービスを利用す

る場合、暫定ケアプランを作成し認定結果を見込んだ上でのサービスを受けることができます。暫定ケアプランによるサービスの利用では、見込んだ介護度より軽い認定結果となった場合、使っているサービスの利用料の自費分が発生する場合がありますので、ケアマネジャー、地域包括支援センター等関係機関とよく相談の上、理解利用していただくこととなります。

このようなことから、暫定ケアプランによる利用を減らすために介護認定の遅れを取り戻す方策を講じてまいります。

まずは、4月からの介護保険課の中の認定グループの体制を手厚くし、認定調査に行ける人員を増やし、介護認定にかかる事務についても課全体で取り組むこととし遅れを取り戻してまいります。また、認定調査員は引き続き募集しながら人材の確保にも努めてまいります。

認定調査員の業務としては、認定調査が終わってから事務所に戻ってからパソコンでの調査票作成が大きな割合を占めています。令和4年度予算にて認定調査員が訪問調査時に平行して調査項目を面接しながら入力することができるタブレット機器導入のための予算を計上させていただいています。タブレットにより調査を行うことで、帰庁後に行う認定調査員の調査票作成での負担軽減と事務の効率化につなげてまいります。

これらの対策により、介護認定の遅れを取り戻してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

船間涼子議員。

○船間涼子 議員

ありがとうございます。今お伺いしました人員を増やして遅れを取り戻すというところで人員確保に努めていただくという御答弁もいただきました。

また、この暫定ケアプランを急を要してサービスを受けたいという方が、どちらをとるかというところがすごく悩ましいと感じています。自費分が発生する場合があるという説明を受けながらこれを利用するということにはハードルが高いというか、ちゅうちょしてそこに結論が出ない、意思決定ができないという方が何人かおられました。

今後、今お聞きしました面接をしながら認定調査のときに入力ができるという、これは本当に今後事務の負担軽減や効率化に向けて大きく進展につながると感じまして期待を持たせていただきます。

このサービスの利用を希望される申請者も認定が決まり速やかに利用が開始できるようになる。また、事業者も負担が軽減されて、先ほどおっしゃった9月からのタブレット導入というところは、調査項目の入力がスムーズになり効率化され、進捗具合が改善をされ体制が整えられることが分かりました。

また、ますますこれからも高齢化は進み、相談や申請数が増加すると思われませんが、高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、また寄り添われる御家族の方々の安心にもつながるように引き続きの御尽力をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて、船間涼子議員の質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

[休 憩]

○議長（藤浪清司 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を継続いたします。

次に、福沢美由紀議員の質問を許します。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

最後の一般質問となります。よろしくお願いいいたします。

私も前回の議会に引き続き、介護認定調査について大変遅れている、なかなか解決していかないというところでふたたび質問にあげさせていただきました。

先ほど船間議員もしていただいたので、改めて整理したりしながらできるだけ重ならないようにとは思います。

まず、そもそも論で申し訳ないのですけれども、申請をされてから調査をして、

認定審査会を経て本人に通知がいつて介護保険を使えるようになるまでの流れを説明していただけますでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

流れを申し上げます。介護保険制度では、申請をいただきますと、そこから要介護状態か要支援状態かどうかというのを判定するために、認定調査員が申請者の御自宅を訪問して心身の状況、それから生活の維持に必要な状況の確認などについて本人や家族等から聞き取りを行わせていただくところがございます。

そこで作成した調査票とその調査を基に出された一次判定結果、調査票をコンピューターに入力して得られるものでございます。それと同時に、主治医の意見書を基にして保険者である鈴鹿亀山地区広域連合が設置する介護認定審査会で判定を行うこととなります。

介護認定審査会につきましては、医師2名、それから医療福祉の専門家3名の合計5名の認定審査会、それが広域連合全体で16合議体ございますのでそちらの合議体で大体1回の審査会で30件ほどを審査していただくという流れになっております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

今私が問題にしようとしているのは、介護の認定調査に伺うまでの日数がかかるということが今課題になっていますが、それ以外のお医者さんの意見書、どのタイミングでというのはちょっとよく分からなかったのですけれども、そこであるとか。審査であるとか、ほかで時間がかかっているところはないわけですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

主治医の意見書につきましては、申請をいただきましたらすぐに主治医の方に意見書を出していただくようお願いを出させていただいて、調査の結果が出るまでには大体主治医の意見書をもらっておりますので、そちらの原因ではないと思われま

す。審査会にあげる資料の作成とかそういう部分についても順次行っておりますので、やはり先ほど議員が言われたように、今の主な原因としては調査になかなか行く手がない、件数がいけてないというところが原因と考えられます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

念のために伺いますが、認定審査会で決まってから御本人様にその内容が届くまでの時間はかかっていないということによかったですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

認定審査会で結果が出ますと、その日のうちにもうシステムに入力をいたしまして次の営業日、金曜日でしたら月曜日の朝には、普通の曜日でしたら次の日の朝にはポストに投函いたしまして被保険者証を郵送しておりますので、すぐに届く状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

分かりました。次に、11月ぐらいと、この1月、2月、3月は大分様相が違うみたいですので、すみませんが月ごとに11月から3月まで一体どれだけの申請があがってきて、どれだけ調査されて、どれだけの待機者がいるのかということをもごとに数を教えていただけますか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

11月からですかね、今お尋ねなのは。11月申請の方はもう既に全部終わっておりますので、現在もおりますのは12月以降の方でございます。そこら辺は説明させていただきます。

12月申請につきましては、現状で31件です。それから、1月申請が165件、2月申請の方が198件がお待ちいただいているという状況でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長、申請件数も含めてということ。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

申請件数でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

申請数ということになりますと、先ほど説明にありました介護保険課の調査員で行かせていただいております新規申請、あと介護申請以外にも居宅介護支援事業所にも願いをしている申請も含めての件数となりますと、11月が1,450件、12月が1,151件、1月が1,217件、2月が1,145件の申請がありました。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは、先ほど教えてもらったのが待機数ということで、12月が31件、1月が165件、2月が198件と言っていたのは、こちらが直営で調査しなければならないものの待機数ということで理解していいですか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

恐れ入ります。そういうことでございます。失礼しました。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは、戻るようで申し訳ないのですけれども。広域連合が直営で調査をしなければならないのはどういう案件なのか。委託してもいいのはどういう案件なのかということについて説明ください。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

介護認定申請をいただいた方のうち、先ほど私が言ってしまいましたが、新規申請、あと要支援からの変更申請、これが先ほど私が言いました介護申請でございます。こちらの2つは、介護保険課の職員で調査を行っておりまして、更新申請と要介護からの変更申請、こちらについては居宅介護支援事業所に調査を委託しております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

分かりました。ありがとうございました。そして、そのうちの直営でやる分だけが遅れている。委託をお願いしている分は遅れはないということによかったですね。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

委託分につきましては、約1か月で調査に行っていていただいていますということでございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。それでは、認定調査の実際について伺いたいと思います。認定調査員さんは、一日の仕事としてどれぐらいの調査をされるのか伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（中川陽亮 君）

御質問ありがとうございます。調査員一人当たり多い方で一日3件まで関わってもらっております。移動時間が大変多くを占める中、調査に約1時間、戻ってきてから記録ということで何とか時間内に仕上げてもらえるように頑張っているところです。

以上です。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

調査員さんは8時半に出勤されてから当日担当されるところに伺って調査をされて、一応仕事としては17時15分までという中で記録も含めて1日3件ぐらいしていただいているということなのですね。

その方の、先ほどもありましたが、今遅れているという状況の中で非常事態ということで正規の調査員が広域連合の職員さんが4人、会計年度フルタイムが4人、パートが3人ということで合計11人の調査員で回していただいているということをお聞きしました。

その方々の処遇について具体的に伺いたいのですが、資格が様々なので処遇がそれぞれもっている資格によって違うのか。それとも、みんな一括なのか。まずそこを確認します。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員、それぞれ決まった額でフルタイムの方については月額、パートタイムの方については時間給で雇用をしております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

持っている資格に違いはなくフルタイム、パートタイムの賃金でお渡ししているということですね。

分かりやすく時給換算でパートタイムの方のことでお聞きしたいのですけれども。御幾らであって、他市と比較をして同じようにやっていらっしゃると思います

ので、他市の事情も伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

県内の市を調べさせていただいたのですけれども、フルタイム会計年度任用職員の金額につきましては、こちらの鈴鹿亀山地区広域連合での給与についてはちょうど真ん中ぐらいにはなるのですけれども、うちより高いところもありますし低いところもあるという状況でございます。

市によりましては、件数ごとで出されておるところも1件5,000円が出されておるところもございます。

うちについては、件数ではなく決まった月額で出させていただいておるのですけれども。パートタイムにつきましては、うちの場合、時給は1,200円ということで支給させていただいております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは、1,200円の時給ということなのですけれども、1件あたりはよく分かりませんが、1,200円の時給がほかにも同じように雇用されているところがあると思うのですけれども、他市を調べていただいて何市が幾らでというので調査をお願いしていたと思うのですけれども、伺いたいと思うのですけれども。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

すみません、私が調べたのがフルタイム会計年度任用職員の金額については調べさせていただきまして。例えば四日市さんですと、月報酬で18万2,490円、松阪市

さんですと21万7,400円、伊勢市さんですと24万3,700円というところでございます。

すみません、パートタイムについてはまた後日お調べしてお示しさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

フルタイムについては真ん中ぐらいという言い方で、これはフルタイムでも資格によっていろいろ違うんじゃないのですかね。例えばですけれども、看護師を各市で雇った場合の賃金と相当するのでしょうか。広域連合の1,200円というのは、両市のそういう資格を持った方の賃金として妥当なのですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど局長から御説明させていただきました両市の会計年度任用職員の報酬とこのとのバランスをとっておるというところで、こちらの給与表につきましては業務についての区別になりますので、持っていていただいている資格での区別としては考えておりませんので、私どもはその資格によって給料は変えてはいない状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

75項目の調査を各お宅に行き、その方も見ますし、家庭環境も見ますし、地域も見てきて本当にそれをするにはこの方々の資格が本当にフル回転してやっただいただいていると思うのですよ。19万円というフルタイムの処遇が真ん中ぐらいだという言い方でしたけれども、それは本当にこの資格を持っていらっしゃる方々のこ

の仕事に対して、私はそれはもう一度考えていただきたいと思いますし。

特に、よく誤解されるのですけれども、看護師なんかの給料だと本当に注射器をもって緊急の救急のところにおると高い給料で、例えば外来だとかそういう調査だとあまりお金が少なくてと、看護の内容を理解しないで差をつける人事の方がおられるのですけれども。家庭に入れば入るほど看護の力を使わないとこういうことは分からないので、非常に困難なプロフェッショナルの仕事なのですよね。

ですから、これは私、昨年資格要件を上げられて看護師や保健師やケアマネジャーではない方も入っておられますけれども。本来、そういう資格で仕事をしていただいているということをリスペクトしてきちんと処遇を見るべきだと思います。ぜひとも、一度検討していただきたい。ほかのパートタイムのお金も見ていただきたい。1,200円という時給、パートにしても低過ぎます。そのところの御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

プロフェッショナルの仕事に対するリスペクトが必要であるという御意見、全くそのとおりでございます。ただ、先ほど私の答弁で申し上げましたとおり、両市とバランス、それから人事当局との交渉とかその辺いろいろ私どもも一応重ねておるところでございます。その中でこういう形で決まっておりますので、今後も改善の必要性というのは今議員からも御指摘いただいておりますし、私どもも担当としては感じるころはございますので、その意向についてはしっかり今後伝えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

やはり担当しか分かってもらえないと思いますので、人事はいろいろなところを見なくてはいけないし、ぜひとも声を上げていただきたいと思います。

先ほどと重なりますが、もう一度整理するために伺いますが、この何百人と待つ

ていただいている方を早く介護につなげるためにやるべきこと、今やっていること、そしてこれからやるべきことについて伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

御申請をいただいてたくさんの方をこういう形でお待たせをしているわけなのですけれども。申請をしていただいた方の中には、病状的にがん末期の方であったりとか、それから認知症が進んでおり徘徊等の周辺症状があって、認知症初期集中支援チームが支援している方などの本当に困難な状況にある家の方や、あと退院予定等の認定結果が至急に必要な方等がおみえになります。そのような方々につきまして、申請者に状況の聴き取りを行った上で調整をして対応してまいります。

また、お待ち頂いている方の中にも病状が急変してきたとき等の情報をいただいた方については、調整を緊急に行って取り組んでまいるといふそういうことも柔軟に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

がん末期の方とか状況を聞いていただいて早くしていただいたという声は聞いておりますが、それをケアマネジャーがすごく認識して早くしてと言っていたけるように、そこは広域のほうで今遅れてはいるけれどもそういう方については、ぜひとも声を上げていただきたいという周知は必ずすみずみまでしていただきたいと思いますがどうですか。

○議長（藤浪清司 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

おっしゃるところをよく肝に銘じていきたいと思えますし、とにかくもう4月に入りますけれども、また新しい体制を組むような形でもありますし、それから4月早々なのですけれども、今応募をいただいている方が2名ほどいらっしゃいますので、早々に採用の効果等をやりまして少しでも補強できればと考えております。いろいろな手だてをとにかく尽くしてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

今、調査員の人数ですけれども、正規の職員が4人。今までは調査の担当の2人だったのを4人に増やしていただいているということですが、4月からこの体制はここ1年はとっていくということによろしいですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうですね。今の状況につきましては維持、あとプラスで、また行ける人数も増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それから、資格要件の問題なのですけれども。私はやはり資格に応じた賃金というのを考えてほしいと申し上げましたが、そうしますと広げ過ぎてそれぞれの資格でお金を出すとまた大変なことですし。理想としては、やはり当初そこが必要だから看護師、保健師、ケアマネジャーということでそういう方にとしていたので、今はもう本当に非常時で仕方がないからその方を辞めさせなさいということは言い

ませんけれども。将来的には、そういうところへもっていくつもりでおっていただきたいと思うのですが、そこについての御見解を伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

これからの雇用の状況にもよります。あと、今お待たせしておる状況の改善をどこまでいくのかというところもあると思いますので、含めて考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

時間がありますので、最後に、コロナがあつていろいろ今までと違ってシステムが延長していたりとかそういうことがあると思うので、ケアマネさんが毎月訪問したりとかそういうことについてもコロナ関連で余り更新もしなくてよくて助かっている部分もあると思うのですけれども。その内容について伺っていいですか。

○議長（藤浪清司 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

コロナ延長による影響というところでよかったですでしょうか。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

コロナ延長が今も続いていて、これからも続く。そういう仕組みがそもそもどういふ延長がかかっているのかということの説明を伺いたいと思います。

○議長（藤浪清司 議員）

認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（中川陽亮 君）

コロナ延長，これは国が示しております特例でありまして，こういった御時世の中で認定調査自体に訪問されることを嫌がられる個人の方であるとか，施設さんや病院さんのように大変高い意識でコロナに対する感染拡大防止をしているところについて，多くの調査員が入ることが困るという考え方がベースにあるところで，国がお認めいただきましたこととしまして，今ついでに認定度合いを更新申請に限り1年間延長するというものが趣旨であります。

これが令和2年度の途中から始まりまして，当初は施設，病院に入っておられる方12か月，在宅の方6か月の延長をしておりましたが，ケアマネジャー側からも大変多くの逆に事務の負担になっているという声もある中で，引き続き延長を重ねることが現実的に増えてまいりましたので，今年度の11月から在宅の方につきましても12か月の延長を御認めしているところです。

現状，ケアマネジャー等ともよく話をさせていただきますが，業務についてはスムーズにというか，大きな混乱はなく進めているというふうに聞こえておりますので，そういったことでお願いいたします。

○議長（藤浪清司 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。介護保険料はきちんと払ってもらっていますので，できるだけ皆さんに介護にきちんとつながるようにお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤浪清司 議員）

これにて，一般質問を終結いたします。

議事日程としては以上ですけれども，会議を閉じる前に事務局から報告等がございましたら報告願います。

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

お疲れさまでございます。本日、皆様の机に置かせていただきました「鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスにかかる独自報酬に関する要綱」、こちらについてホッチキスの1点止めになっている書類なのですが、こちらについて少し御説明させていただきます。

第8期介護保険事業計画におきましてもサービス提供基盤の整備を目指し、在宅利用のニーズに対応するため定期巡回随時対応型訪問介護看護と、看護小規模多機能型居宅介護の2事業について全圏域を対象としまして2カ所ずつ整備を図ることとしています。

これまでの計画期間内に公募しても事業所からの応募がなく、事業計画どおりに進まなかったという問題点を顧みて、事業者へのインセンティブ、誘因とか動機づけとして独自報酬を定めることで対象事業の整備推進を図りたいと考え、介護保険運営委員会でも各委員の御意見をいただきながら独自報酬に関する要綱を検討してまいりました。

この2事業に関しては、看護師の人材確保と安定した事業運営の難しさがあるとの声があったため、看護師配置加算と広報周知活動推進加算を設定いたします。このことにより、加算要件等の基準を満たす事業者は介護給付費に関する独自報酬の加算を算定することが可能になります。なお、この加算は事業開始直後3年間を対象とし報酬加算をいたします。初めの3年というのは、あくまでも事業者へのインセンティブの要素と、運営が軌道に乗るまでの一次支援という考えから定めるものでございます。なお、この加算は令和4年4月サービス提供分からの適用となります。

本日の資料として要綱と最後に概要の補足説明を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤浪清司 議員）

この件に関しまして、御質疑等がございましたら。よろしいですか。また、個別にお聞きいただければと思います。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じ、令和4年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時30分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和4年3月29日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 藤 浪 清 司

議員（5番） 藪 田 啓 介

議員（8番） 中 島 雅 代